

IV 歳入の現状

1 歳入の構成

町の歳入構成は【表-9】のとおり、町税、地方交付税、町債の3項目が大きなウェイトを占め、令和元年度は歳入全体の63.7%で、前年度に比べ8.5ポイントの減少となっています。これは、分子となる町債が減少したことに加えて、分母である歳入合計が前年度に比べ5億8,788万4千円の増加となったことによるものです。

町の基幹財源である町税は、17億6,616万8千円で前年度に比べ2,412万1千円、1.4%の増加、一方で町税比率については歳入合計の増加により前年度に比べ3.0ポイント減少の30.5%となっています。

地方交付税については、平成28年度は27年度に比べ普通交付税が約3,900万円、特別交付税は約1,200万円とそれぞれ減少し、地方交付税全体で約5,100万円減少しました。また、平成29年度の普通交付税は基準財政需要額が減少したものの、基準財政収入額の減少が需要額の減少額を上回ったことで28年度に比べ約3,300万円の増加、さらに特別交付税も増加となったことから、地方交付税全体で約5,500万円の増加となっています。続く平成30年度の普通交付税は基準財政収入額が増加したものの、基準財政需要額の増加が収入額の増加額を上回ったことで前年度に比べ約560万円増加しましたが、特別交付税が前年度に比べ約740万円減少したことから、地方交付税全体では約190万円の減少となっています。令和元年度の普通交付税は町民税や自動車取得税交付金等の減少により基準財政収入額が減少したことに加えて、個別算定経費の増加により基準財政需要額が増加したことで前年度に比べ約8,400万円の増加、特別交付税についても約1,600万円増加したことから、地方交付税全体では9,934万4千円の増加となっております。

町債については、平成27年度の多世代活動交流センタープール・体育館解体工事等をはじめ、28年度は梅沢運動場トイレ新築事業等の財源として町債を発行しています。以降、平成29年度は28年度繰越事業である地域包括ケアセンター整備事業等のほか北部地域活性化事業に、30年度は29年度に引き続き、北部地域活性化事業や多世代活動交流センター耐震補強及び改修事業等の財源として町債の発行を行いました。令和元年度は上熊井農産物直売所整備事業に一般補助施設整備等事業債、泉井地区並びに上熊井地区の集落センター整備事業に一般単独事業債などを財源調達として活用し、発行総額は6億2,143万6千円、前年度に比べ1億8,938万7千円、23.4%の減少となっています。

【表-9】

(単位：千円、%)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
歳入合計	5,021,556	5,252,034	6,188,186	5,203,730	5,791,614
うち町税	1,748,853	1,807,915	1,790,020	1,742,047	1,766,168
うち地方交付税	1,202,180	1,151,079	1,205,902	1,204,009	1,303,353
うち町債	443,608	637,926	1,236,563	810,823	621,436
町税比率	34.8	34.4	28.9	33.5	30.5
地方交付税比率	23.9	21.9	19.5	23.1	22.5
町債比率	8.8	12.1	20.0	15.6	10.7

(1) 町税の状況

町税については【表－10】のとおり、個人町民税と固定資産税の2税が基幹税目となっています。

個人町民税については、定年退職による給与所得者から年金受給者への移行等による影響で課税総所得金額が減少していることから、年々減少傾向にあります。平成27年度は約7億3,800万円でしたが、令和元年度は7億円を下回り4年間で約4千万円減少しています。令和元年度は前年度に比べ936万5千円、1.3%の減少となりましたが、その主な要因は給与所得の減少によるものとなっています。

固定資産税については、3年に1度の評価替えが行われますが、評価基準年度は土地課税分、家屋課税分ともに減少となる傾向があります。平成28年度は家屋の新增築や企業の設備投資により増加となりましたが、29年度は企業の設備投資が伸びず償却資産課税が減少し、続く30年度においても評価替え等の影響により土地課税、家屋課税、償却資産課税のそれぞれが減少したことにより、前年度に比べ約2,200万円の減少となっています。令和元年度は家屋課税が増加したものの、設備の減価が進み償却資産課税が大きく減少したことにより、前年度に比べ857万4千円、1.0%の減少となっています。

徴収率は、近年平均して95%を超える高い率を維持向上し続けています。令和元年度は97.4%と5年間の中で最も高く、前年度に比べ0.4ポイント向上しています。

【表－10】

(単位：千円、%)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
町民税	799,021	790,855	785,201	759,375	784,866
うち個人	737,592	743,458	713,980	706,824	697,459
うち法人	61,429	47,397	71,221	52,551	87,407
固定資産税	837,091	902,980	890,218	867,915	859,341
軽自動車税	27,204	32,329	34,284	35,683	37,593
たばこ税	85,537	81,751	80,317	79,074	84,368
町税合計	1,748,853	1,807,915	1,790,020	1,742,047	1,766,168
徴収率(全体)	95.9	96.3	96.8	97.0	97.4

(2) 地方交付税の状況

地方交付税の算定結果の状況については【表－11】のとおりとなっています。

地方交付税は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方の財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを目的としたもので、国税の一部(所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額)を原資に交付される制度です。

また、地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、その配分割合は地方交付税総額に対して94:6とされています。普通交付税は、地方公共団体が標準的な行政サービスの提供や基本的な社会資本整備が行えるよう、客観的な基準に基づき配分されるもので、基準財政収入額^{※17}が基準財政需要額^{※18}に満たない場合に交付されるものであり、特別交付税は、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されるものとなっています。

【表－11】

(単位：千円、%)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
基準財政需要額	2,805,744	2,825,862	2,808,360	2,830,803	2,875,050
基準財政収入額	1,695,948	1,752,692	1,702,562	1,721,667	1,679,700
交付基準額	1,109,796	1,073,170	1,105,798	1,109,136	1,195,350
調整額	0	2,325	2,215	0	2,532
交付税交付額	1,202,180	1,151,079	1,205,902	1,204,009	1,303,353
うち普通交付税	1,109,796	1,070,845	1,103,583	1,109,136	1,192,818
うち特別交付税	92,384	80,234	102,319	94,873	110,535
標準財政規模	3,534,745	3,519,628	3,515,747	3,535,400	3,535,269
臨時財政対策債発行可能額	275,208	218,826	243,963	235,723	205,636
財政力指数 ^{※19}	0.601	0.608	0.610	0.611	0.599

※基準財政需要額、基準財政収入額は、錯誤額を含む数値としている。

※再算定があった場合は、再算定後の数値としている。

普通交付税の算定結果の状況については、平成 28 年度は普通交付税の算定方法の見直しに、自治体情報システム構造改革の推進、高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組み作りの推進など、地方の重点課題に対して必要とされる経費として 2,500 億円が措置されました。しかし、算定結果では臨時財政対策債発行可能額の減少などにより基準財政需要額が増加したものの、固定資産税、地方消費税交付金などの増加により、基準財政収入額の増加額が需要額の増加額を上回ったため、27 年度に比べ約 3,900 万円の減少となっています。

平成 29 年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づいた保育士や介護人材等の処遇改善に係る経費に対応するため、地方負担分として 961 億円が措置されました。これにより、算定結果では個別算定経費における高齢者保健福祉費、社会福祉費等が増加したものの、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額では減少となりましたが、基準財政収入額が町民税、固定資産税等の減少により、基準財政需要額の減少額を上回ったことから、28 年度に比べ約 3,300 万円の増加となっております。

平成 30 年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、保育所における障がい児の受入れ及びこれに伴う保育士の配置の実態を踏まえて、障がい児保育に必要とされる経費として 400 億円が増額されました。これにより、算定結果では個別算定経費における社会福祉費等が増加し、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額においても増加となり、法人税割や地方消費税交付金等の増加により基準財政収入額も増加しましたが、交付額は前年度に比べ約 560 万円の増加となりました。

令和元年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つとして、温室効果ガスの排出削減や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源として創設された森林環境譲与税、消費税率の引上げによる消費の反動減対策として行う自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するために創設された自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金が基準財政収入額に算入されることになりました。しかし、算定結果では個人町

民税所得割や法人税割等の減少により基準財政収入額が減少したことに加えて、個別算定経費における高齢者保健福祉費や保健衛生費等が増加し、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額においても増加となったことから、前年度に比べ 8,368 万 2 千円、7.5%の増加となりました。

特別交付税については、平成 30 年度は 1 億円を下回る交付額でしたが、令和元年度は 1 億 1,053 万 5 千円、前年度に比べ 1,566 万 2 千円、16.5%の増加となっています

財政力指数は、普通交付税で算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の 3 か年平均値であり、指数が 1 に近いほど普通交付税算定上の留保財源が多く、財源に余裕があるとされています。5 年間の傾向を見ると概ね 0.60 程度で推移しており、ほぼ横ばいの状況が続いています。令和元年度は、単年度での指数が 0.584 と前年度の指数を下回ったことで、3 か年の平均値は 0.599 となり前年度に比べ 0.012 ポイント低下しました。

しかし、財政力指数は、税制改正や国の交付税制度変更等の影響が直接反映されるため、財政力指数の経年変化が端的に「財政力」を示すものではなく、あくまでも地方交付税の算定過程において算出された「財政基盤」を示す指標であることに留意する必要があります。

(3) 町債の状況

町債の推移については【表-12】のとおりとなっています。

町債は、家計にたとえると住居購入やリフォーム、車購入のローンなどの借入金にあたります。町では、将来の世代に残せる財産の形成のため、社会資本整備総合交付金事業債や防災安全交付金事業債などの発行をしてきました。近年は、町債を事業費充当財源として活用し公共インフラの整備・長寿命化や義務教育施設整備事業等に積極的に取り組んでおります。このようなことから、令和元年度の町債発行額は 6 億 2,143 万 6 千円となり、町債依存度は 10.7%となっています。

なお、令和元年度末における臨時財政対策債の残高は 27 億 8,728 万 9 千円で、減税補てん債を合わせますと 28 億 3,133 万 4 千円となり、普通会計全体の地方債残高である 70 億 4,824 万 8 千円の 40.2%を占めています。

【表-12】

(単位：千円、%)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
町債	443,608	637,926	1,236,563	810,823	621,436
うち建設事業債	168,400	419,100	992,600	575,100	415,800
うち減税補てん債					
うち臨時財政対策債	275,208	218,826	243,963	235,723	205,636
町債依存度	8.8	12.1	20.0	15.6	10.7

☆町債依存度 町債発行額／歳入総額の割合です。